

議案第 64 号

図書館条例の一部を改正する条例

令和 5 年 9 月 6 日提出

熊取町長 藤原敏司

提案理由

図書館会議室等を一般に利用範囲を広げることで社会教育活動の活性化及び住民サービスの向上を図るとともに、一般利用を行うにあたり他の社会教育施設との整合性を踏まえた使用料等を新たに規定するため、図書館条例（平成6年条例第1号）の一部を改正する必要が生じたことから、この条例案を提出するものです。

図書館条例の一部を改正する条例

図書館条例（平成6年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出しを「（その他）」に改め、同条を第16条とし、第5条を第15条とし、第4条の次に次の10条を加える。

（使用の許可）

第5条 図書館の会議室及びホール（以下「会議室等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会に申請し、その許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

（許可の制限）

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、会議室等の使用を許可しない。

- （1） 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- （2） 建物又は附属設備その他の器具備品等を汚損し、破損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- （3） 営利を目的とするとき。
- （4） 特定の政治団体のための活動と認めるとき。
- （5） 特定の宗教のための活動と認めるとき。
- （6） 管理のため支障があると認めるとき。
- （7） 前各号に掲げる場合のほか、教育委員会が使用させることを不適當と認めるとき。

（許可の取消し等）

第7条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。

- （1） 前条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。
- （2） この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又はこれらに基づく指示に従わないとき。
- （3） 緊急やむを得ない事由により、教育委員会がこれを使用する必要があるとき。

（使用料）

第8条 使用者は、別表に定める使用料を使用の許可を受けたときに納付しなければならない。

(使用料の減免)

第9条 教育委員会が必要と認めたときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第10条 既納の使用料は還付しない。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

- (1) 使用者の責に帰することができない事由により使用しなかったとき。
- (2) 第7条第3号の規定により使用の許可を取り消したとき。
- (3) 使用期日前3日までに使用の取消しを申し出て、教育委員会が承認したとき。

(目的外使用又は権利譲渡の禁止)

第11条 使用者は、許可を受けた目的以外に使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは他人に転貸してはならない。

(原状回復義務)

第12条 使用者は、使用を終了したとき又は第7条の規定により使用の許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第13条 使用中に建物又は附属設備その他器具備品等を汚損し、破損し、又は滅失したときは、使用者はそれによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(免責)

第14条 教育委員会は、次の各号に掲げる損害については、一切その責を負わない。

- (1) 第7条の規定に基づく処置により生じた使用者の損害
- (2) 本町又は教育委員会に過失のある場合を除き、施設及び附属設備その他器具備品等の使用により生じた使用者及び第三者の損害

附則の次に次の別表を加える。

別表 (第8条関係)

図書館会議室・ホール使用料

(単位：円)

使用区分	午前	午後A	午後B	超過時間
使用時間	午前10時～正午	午後1時～午後3時	午後4時～6時	1時間あたり
会議室1	700	700	700	350
会議室2	700	700	700	350
ホール	2,000	2,000	2,000	1,000

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

- 2 この条例の施行の日以後における会議室等の使用に係る許可及び許可の取消し等並びに使用料の徴収、減免及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他会議室等を使用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

図書館条例（平成6年条例第1号）の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行
<p><u>（使用の許可）</u></p> <p><u>第5条 図書館の会議室及びホール（以下「会議室という。」）を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会に申請し、その許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。</u></p> <p><u>（許可の制限）</u></p> <p><u>第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、会議室等の使用を許可しない。</u></p> <p><u>（1） 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。</u></p> <p><u>（2） 建物又は附属設備その他の器具備品等を汚損し、破損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。</u></p> <p><u>（3） 営利を目的とするとき。</u></p> <p><u>（4） 特定の政治団体のための活動と認めるとき。</u></p> <p><u>（5） 特定の宗教のための活動と認めるとき。</u></p> <p><u>（6） 管理のため支障があると認めるとき。</u></p> <p><u>（7） 前各号に掲げる場合のほか、教育委員会が使用させることを不適當と認めるとき。</u></p> <p><u>（許可の取消し等）</u></p> <p><u>第7条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の</u></p>	

各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。

(1) 前条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。

(2) この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又はこれらに基づく指示に従わないとき。

(3) 緊急やむを得ない事由により、教育委員会がこれを使用する必要があるとき。

(使用料)

第8条 使用者は、別表に定める使用料を使用の許可を受けたときに納付しなければならない。

(使用料の減免)

第9条 教育委員会が必要と認めたときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第10条 既納の使用料は還付しない。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

(1) 使用者の責に帰することができない事由により使用しなかったとき。

(2) 第7条第3号の規定により使用の許可を取り消したとき。

(3) 使用期日前3日までに使用の取消しを申し出て、教育委員会が承認したとき。

(目的外使用又は権利譲渡の禁止)

第11条 使用者は、許可を受けた目的以外に使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは他人に転貸してはならない。

(原状回復義務)

第12条 使用者は、使用を終了したとき又は第7条の規定により使用の許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第13条 使用中に建物又は附属設備その他器具備品等を汚損し、破損し、又は滅失したときは、使用者はそれによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(免責)

第14条 教育委員会は、次の各号に掲げる損害については、一切その責を負わない。

(1) 第7条の規定に基づく処置により生じた使用者の損害

(2) 本町又は教育委員会に過失のある場合を除き、施設及び附属設備その他器具備品等の使用により生じた使用者及び第三者の損害

(図書館協議会)

第15条 (略)

(その他)

第16条 (略)

(図書館協議会)

第5条 (略)

(委任)

第6条 (略)

別表（第8条関係）

図書館会議室・ホール使用料

（単位：円）

使用区分	午前	午後A	午後B	超過時間
使用時間	午前10時～正午	午後1時～ 午後3時	午後4時～ 6時	1時間あたり
会議室1	700	700	700	350
会議室2	700	700	700	350
ホール	2,000	2,000	2,000	1,000